

『玉川村生活応援商品券』取扱店募集要項

1. 実施主体 玉川村
2. 発行管理 玉川村商工会
3. 発行予定額 額面 3,350 万円(約 1,340 名 × 25,000 円(5 冊分))
1 冊 10 枚綴り(500 円券 × 10 枚) 4,000 円で販売(プレミアム率 25%)
※対象者全員が 5 冊購入した場合の試算となります
4. 購入対象者 玉川村に住民票がある以下の方が対象
 - ① 平成 31 年度(令和元年)の町民税が非課税の方(※課税されている方の同一生計配偶者・扶養親族の方世帯、および生活保護を受けている方は対象外)
 - ② 子育て世帯 平成 28 年 4 月 2 日～令和元年 9 月 30 日までに生まれたお子様が
いる世帯の世帯主
5. 販売時期 令和元年 10 月 1 日(火) ～ 令和 2 年 2 月 28 日(金)
【販売場所】①須賀川信用金庫玉川支店 ②JA 夢みなみ玉川支店
③玉川郵便局 ④須釜郵便局 ⑤玉川村商工会
6. 有効期間 令和元年 10 月 1 日(火) ～ 令和 2 年 3 月 31 日(火)
7. 加盟店負担 登録料の負担はありません
8. 換金方法 換金受付は原則指定金融機関とします。
指定金融機関：①須賀川信用金庫玉川支店 ②JA 夢みなみ玉川支店
詳細は申込受付後、必要書類を郵送いたします。
※指定金融機関での口座開設が難しい場合は、商工会にて換金対応いたします。
9. 換金期間 令和元年 10 月 21 日(月)～令和 2 年 4 月 10 日(金)
※最終換金日以降は換金できませんので、ご注意ください。
※金融機関休業日・商工会休館日を除く。
10. 換金手数料 指定金融機関での換金手数料はありません。
※指定金融機関以外の換金については商工会にて対応し、金融機関の定める手数料を
振り込み額から控除して振り込みます。
11. 取り扱いにおける厳守事項
 - ① 商品券は物品の販売またはサービスの提供などの一般消費者を対象とする取引に
おいて利用可能です。
 - ② 消費者は商品券を現金化することはできません。
 - ③ 商品券額面に利用が満たない場合でもつり銭は出ません。
 - ④ 使用期限を過ぎた商品券は受け取らないでください。
 - ⑤ 商品券の紛失及び盗難に対し、玉川村及び玉川村商工会ではその責を負いません。

12. 商品券の利用対象にならないもの

- ① 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入及びカード等へのチャージ
- ② 現金との換金、金融機関への預入
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項第 7 号から 8 号に規定する営業「性風俗関連特殊営業」への支払
- ④ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

13. 加盟店の参加資格

玉川村内に店舗、事業所等を有する事業者で、次の①～④に該当する事業者を除いたもので、玉川村内の店舗等・事業所に限り商品券を使用できるものとします。

※この商品券は、消費の下支えが目的のため、公的医療保険等の自己負担額に充てることも可能としております。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項第 7 号から第 8 号に規定する営業、「性風俗関連特殊営業」を行っている事業者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③ 上記【12.商品券の利用対象にならないもの】に記載の取引・商品のみを取り扱う事業者
- ④ 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団という)、暴力団員(同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下に同じ)または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

14. 申請手続き 【申請方法】この募集要項に同意のうえ、「玉川村生活応援商品券」取扱加盟店申請書 に必要事項を記入し、玉川村商工会までお申込みください。

【申請書の提出先】

玉川村商工会

〒963-6312 石川郡玉川村大字小高字中畷7-1

TEL:0247-57-2250 FAX:0247-57-2959

【申請期間】令和元年 8 月 20 日(火)まで

期日までに申請を受け付け、承認された加盟店はチラシ及び商品券販売時に一覧表に記載し、購入者へ配布します。期日後も、申込みを受け付けますが、加盟店一覧には事業所名は掲載出来ませんので、ご注意ください。

15. 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、審査を経て加盟店として承認します。承認した場合には後日結果に加盟店表示、他必要書類を同封して申込み記載の住所へ通知します。

16. その他

この募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や加盟店の承認を取り消す場合があります。また違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

同一オーナーかつ同一名事業所の営業店舗が複数存在する場合において商品券の取扱いを行う場合は、申請書に各支店名をご記入ください。

この募集要項に記載されていない事項は、玉川村商工会へお問い合わせください。